助成金のスタートからフィニッシュまでのフローチャート（例）

作成：虎ノ門法律経済事務所　社会保険労務士　渡邊武夫　28年6月25日現在

助成金	適用事業主	就業規則	ハローワークによる募集	条件	助成金支給条件	労働条件	助成金受給
キャリアアップ （有期労働者転換コース） ①有期→正社員：1名110万円 ②有期→無期：1名50万円 ③無期→正社員1名60万円	雇用保険適用事業所となる	就業規則に規定を行う 1．正社員への転換 2．健康診断受診	キャリアアップ計画書を提出	有期労働契約者であること （6か月以上勤務者）	正社員または無期労働者に転換	変更不要	転換6か月経過後に申請 ・1名当たりの助成金額は国と都の合計金額です ・有期から無期への転換では時給5%以上のアップが条件です
キャリアアップ （有期労働者 健康管理コース）40万円			キャリアアップ計画書を提出	有期労働契約者であること （定期健康診断の対象者でないこと）	有期労働者に健康診断を受けさせる（4名以上）	変更不要	1事業所につき 健康診断終了後 40万円
キャリアアップ （有期労働者 人材育成コース） 受講経費・賃金の補助			・キャリアアップ計画書を提出（3か月～6か月） ・訓練計画書を事前に提出	①有期労働契約者であること、 ②対象労働者をジョブカードセンターでキャリアコンサルティングを受けさせること	有期実習型訓練（OJT＋OffJT）を受講させる	変更不要	OJT：賃金補助 1人1時間800円 OffJT：①賃金補助 1人1時間800円 ②経費補助　訓練時間に応じて 10万円～30万円
特定求職者 雇用開発助成金 40万円～240万円		障害者	トライアル雇用事前申請（障害者）	障害者手帳保持者 （重度障害以外の場合）	試採用（トライアル雇用） 3か月 毎月4万円 計12万円	正採用	6か月経過 30万円（20万円） 1年経過 30万円（20万円） 6か月毎2回 30万円×2（20万円）×2
		採用者が高齢者・母子家庭の母		母子家庭の母 高齢者（60歳以上）		正採用	30万円（20万円） 30万円（20万円） （ ）内は短時間労働の時
トライアル雇用奨励金 12万円		トライアル雇用事前申請	1．就業業務に関し未経験の者の採用 2．離転職を繰り返している者の採用 3．直近1年を超えた離職者の採用 4．母子家庭の母（上記特開金との併用不可）		試採用（トライアル雇用） 毎月4万円 計12万円	正採用	3ヵ月経過後 12万円（1月4万円×3ヵ月）
キャリア形成促進助成金 （制度導入コース） 各コース50万円			ハローワーク計画書提出 就業規則を助成金対応バージョンに変更	東京労働局受講の承認	5つのコース A.教育訓練・職業能力評価制度 B.セルフ・キャリアドック制度 C.技能検定合格報奨金制度 D．教育訓練休暇等制度 F．社内検定制度		各コースとも50万円 複数のコースを組み合わせて重複受給することも可能
高齢者活用推進コース （定年の引上げ等） 1名20万円（建設・製造・介護・保育等は30万円）			高齢・障害者支援機構へ計画書提出	高齢・障害者支援機構承認	就業規則の改定 1．定年の廃止 2．定年年齢の引上げ 3．継続雇用制度の導入		60歳以上で雇用保険被保険者1年以上の高齢者1名につき20万円（建設・製造・介護・保育等は30万円） 就業規則改定みなし費用100万円が限度